

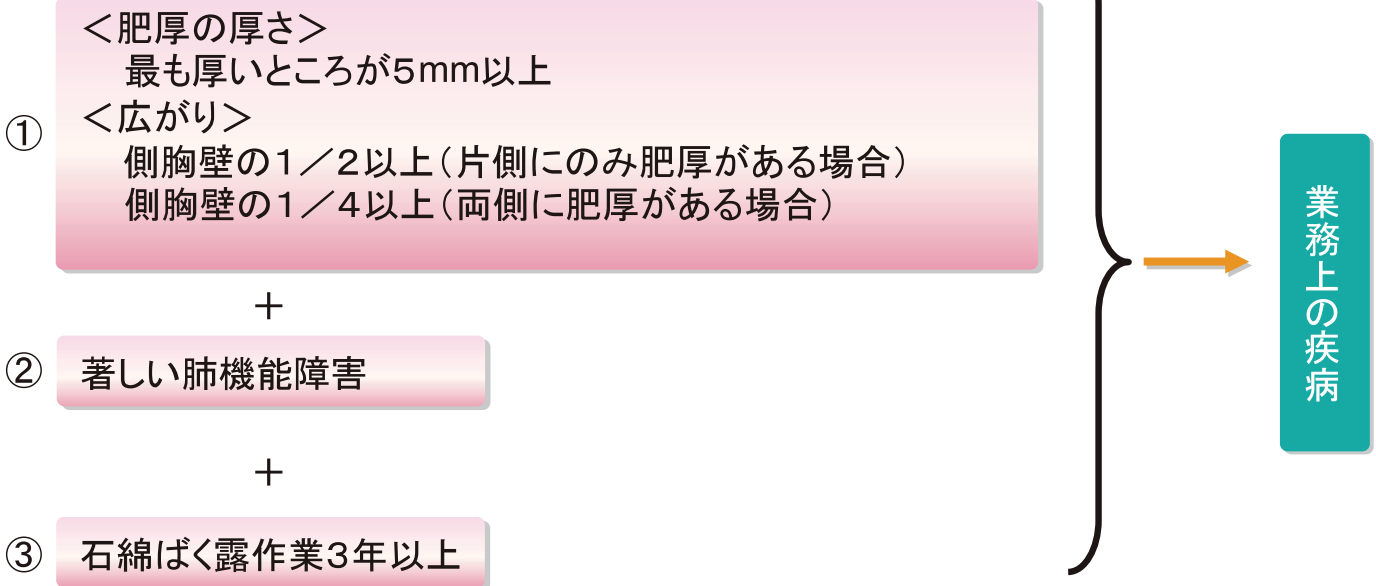
## (4) 良性石綿胸水

胸水は、石綿以外にもさまざまな原因(結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎等)で発症するため、良性石綿胸水であるとの診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。

そのため、診断が非常に困難であり、また、個々の患者の障害の程度(必要な療養の範囲)もさまざまであることから、厚生労働本省に協議した上で、業務上外の判断をします。

## (5) びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚については、肥厚の厚さや広がりがある一定の基準に該当し、肺機能障害の程度が重いものであって、石綿ばく露作業の従事期間が3年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。



## 石綿による疾病の認定事例

認定基準の要件を満たさない場合であっても、以下のように総合的に判断して業務上と認定している場合がありますので、都道府県労働局又は労働基準監督署にお早めにご相談下さい。

### 事例1

### 石綿ばく露作業歴1年未満の中皮腫事案

#### <事案概要>

被災労働者は、昭和32年12月から33年10月までの10か月間、造船所内で船の修理及び配管作業に従事し、その後、石綿ばく露作業に従事していなかったが、平成17年に、中皮腫と診断された。

#### <本件に係る業務上外の判断>

- ①本件疾病は、病理組織検査の結果、「肉腫型中皮腫」と診断された。
- ②石綿ばく露作業従事期間は1年未満であるものの当該事業場における昭和30年代の船の修理等の作業は、高濃度の石綿粉じん環境下での作業であったと認められ、直接石綿を取り扱う作業に従事したことにより、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められることから、本件の中皮腫を業務上の疾病と認定。